（様式２）

最終更新日：令和8年10月31日

一般社団法人日本ゴールボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　審査書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 「中長期基本計画書」を策定している。 【審査基準（2）について】 「中長期基本計画書」を当協会HPにて公表している。 参考URL：https://jgba.or.jp/organization/%E8%A6%8F%E5%AE%9A%E9%A1%9E 【審査基準（3）について】 計画策定に当たり、各部署の会議により、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1)中長期基本計画書 (2)2024年度第11回定例理事会議事録 (2)2024年度第12回定例理事会議事録
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 「中長期基本計画書」の中で、人材の採用及び育成に関する計画を策定している。 【審査基準（2）について】 「中長期基本計画書」において、組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を公表している。 参考URL：https://jgba.or.jp/organization/%E8%A6%8F%E5%AE%9A%E9%A1%9E 【審査基準（3）について】 計画策定に当たり、各部署の会議により、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1)中長期基本計画書 (2)2024年度第12回定例理事会議事録

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）（2）について】 正味財産増減計算書及び貸借対照表にて財務状況の健全性を公表し、中長期基本計画書において財務状況と総会員数の推移と今後の業績予想を公表している。 2025年度はパリパラ結果の影響を最大限に利用し、自己財源の確保に努めたが、増収にはつながらなかった。 2026年度はマーケティング活動をより一層強化し、自己財源の確保に努めている。 2028年度までに協会財源の1/3が自己財源となるよう社会環境の変化に応じた積極的な事業展開を行っていく。 【審査基準（3）について】 計画策定に当たり、顧問税理士のもと、総務財務部及び理事会にて役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1)中長期基本計画書
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	（1）2025～2026年度、理事8名（うち外部理事3名） ①割合としては、外部理事37%、女性理事37% 「役員等の選任に関する規定」において、目標割合は左記のように設定している。女性理事の割合については、今回の改選でも目標割合に近い数字となっているが、引き続き目標割合（40%）達成を目指す	(3)役員規程 (4)協会役員名簿（ホームページ内に掲載：https://jgba.or.jp/organization/director-list ④役員等の選任に関する規定
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当協会では評議員会を設置していないため、本審査項目は適用されない。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	当協会ではアスリート委員会規程に基づきアスリート委員会を設置している。 少なくとも年1回以上、議案が生じた場合に適宜開催し、選手からの意見をアスリート委員が集約し、社員総会、理事会および各部委員会に提言することができる体制を構築している。 また、アスリート委員は、「アスリート委員会規程」の定める基準を満たすものから委員の互選により推挙する者を理事会に諮って、会長が委嘱する。任期は２年とするが、８年を最長として再任を妨げない。委員長は会長の要請に基づき出席した理事会において、意見を述べることができる。	(5)日本ゴールボール協会組織体制 (53)アスリート委員会規程 (55)2026年度アスリート委員会名簿 (56)アスリート委員会実施内容
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款には3名から15名で理事会が構成されると明記されている。 前回の理事改選では「役員候補者選考委員会」を設置し、8名の候補者が社員総会で承認された。 次回2027年の理事改選に向けても同様に「役員候補者選考委員会」を設置し、8名前後の候補者を選考する方針で進める。	(6)協会役員名簿（ホームページ内に掲載：https://jgba.or.jp/organization/director-list） (4)役員等の選任に関する規定 (11)定款
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	（3）理事選任は2年に1回、監事は3年に1回、社員総会にて承認を経て人事を決めている。今までは理事選挙制度にしていたが、2025年度からは「役員候補者選考委員会」を設置し、「一般社団法人日本ゴールボール協会 役員等の選任に関する規程」に基づき役員選定を行った。 ①2022年に理事就任時の年齢制限を70歳と「役員規程」を改訂し、2023年度改選時よりその規程に則っている。	(3)役員規程 (4)役員等の選任に関する規定

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	「一般社団法人日本ゴールボール協会　役員規定」において、役員の再任回数を最大5期とし、ただし法人運営、業務遂行上必要とされるものに対しては例外を設けるが、その割合が全体の20％を超えないこととしている。 2025年度から担当理事制を見直し、各部長、委員長に責任を持って職務を遂行してもらうことにより、今後のNF運営の担い手となり得る人材の育成に努めている。 5期10年目（梶本美智子） 2期3年目（辻拓也） 1期2年目（西村秀樹、杉山沙弥香、南奈々、初瀬勇輔、千野歩、信澤用秀）	(3)役員規程 (4)役員等の選任に関する規程 (6)役員名簿
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	（4）2024年12月「役員候補者選考委員会」を設置 現任理事2名、外部有識者3名で構成（男女比3：2） 2027年度の理事・監事の改選に向け、2026年12月に上記のような割合で「役員候補者選考委員会」を設置予定	(4)役員等の選任に関する規程 (71)第1回役員候補者選考委員会議事録および開催実績 (58)2025年度役員候補者選考委員会名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	「コンプライアンス管理規程」、「選手・スタッフ行動規範」、「審判員の倫理規定」、「コーチ・指導員倫理規定」を制定し、公開している。 公開URL：https://jgba.or.jp/organization/%e8%a6%8f%e5%ae%9a%e9%a1%9e （１）元々は選手スタッフのみだった秘密保持等の提出を会員及び役員、構成員が法令を遵守できるように全員に提出を2024年度より開始している。また会員承認についても理事会での承認を経ている。	(7)コンプライアンス管理規程 (8)選手・スタッフ行動規範 (9)審判員の倫理規定 (10)コーチ・指導員倫理規定 (60)就業規則
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	「定款」、「コンプライアンス管理規程」、「経理に関する規程」、「理事会運営に関する規程」、「入会規則」、「会費規則」、各種委員会に関する規定等を制定し、これらに沿って組織運営をおこなっている。 また、「定款第4章　社員総会」において、社員総会の運営に関する規程を設けている。 「入会規則」、「会費規則」については以下のURL参照。 https://jgba.or.jp/organization/%e8%a6%8f%e5%ae%9a%e9%a1%9e 定款については以下のURL参照。 https://jgba.or.jp/wp-content/uploads/2025/01/%E5%AE%9A%E6%AC%BE.pdf	(11)定款 (7)コンプライアンス管理規程 (12)経理に関する規程 (13)理事会運営に関する規程 (14)入会規則 (15)会費規則 (59)強化委員会規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	（2）「リスク管理ガイドライン」「文書管理規程」「個人情報取扱規程」「ハラスメントの防止に関する規程」「通報相談窓口利用案内」「選手等の不服申立規程」等を制定し、組織運営を行っている。 2024年度から「秘密情報保持等に関する誓約書」を会員入会時に提出してもらうこととした。	(16)リスク管理ガイドライン (17)文書管理規程 (18)個人情報取扱規程 (19)ハラスメントの防止に関する規程 (20)通報相談窓口利用案内 (21)選手等の不服申立規程 (22)秘密情報保持等に関する誓約書 (34)役員及び会員懲戒等に関する規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	定款第29条に基づき、当協会の役員は無報酬であるため、役員の報酬に関する規程は整備していないが、職務遂行及び責任上、対価を支給することが妥当と認められるものについては、「国内出張旅費規程」に基づき算定した額を支給することができる。 職員に対する給与は日本財団助成金の人的資源の確保に関する事業で助成を受け支給している。 現在、「就業規則」を作成中である。	(11)定款第29条 (23)国内出張旅費規程 (24)2026年度パラリンピック競技団体組織運営・管理基盤支援助成金 説明会資料 (60)就業規則
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第42条に基づき、財産管理に関係する規程として「貸出規約」、「謝金に関する規程」を整備している。	(11)定款第42条 (25)貸出規約 (26)謝金に関する規程 (61)財産管理規程 (62)寄附金取扱規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	「マーケティング活動に関する規程」を整備し、これに準じて活動している。	(27)マーケティング活動に関する規程 (25)貸出規約 (15)会費規則
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準（1）（3）について】 「強化指定選手選考規程」および「日本代表選手選考規程」を整備し、これらの規程に基づき、公平かつ合理的な選考を行っている。 また、強化委員については、「強化委員会規程」第4条に基づき、委員長は理事会が指名し、会長が委嘱する。委員は、強化委員長が本協会公認コーチA級～C級ライセンス資格者から選任し、理事会の決議を経て会長が委嘱するほか、委員となる理事についても理事会において選出している。 日本代表スタッフについても、「日本代表スタッフ派遣に関する規程」に基づき、公平かつ合理的に選出している。 【審査基準（2）について】 「マーケティング活動に関する規程」において、選手の肖像権に関する取り扱いを定めている。 また、「日本代表選手選考規程」において、不服申立てに関する条項を設け、選考の透明性および公平性の確保に努めている。	(28)強化指定選手選考規程 (29)日本代表選手選考規程 (30)日本代表スタッフ派遣に関する規程 (27)マーケティング活動に関する規程 (21)選手等の不服申立規程 (59)強化委員会規程
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	令和4年度より「公認審判員制度」を設け、「公認審判員規程」および「公認審判員制度細則」に基づき、主催大会における審判員の公平な選考・派遣を行ってきた。 令和8年8月17日の理事会において、「公認審判員制度運営委員会規程」および「審判員に関する規程」が新たに承認され、審判員制度の運営および選考・派遣に関する規程類の整備を進めている。	(31)公認審判員規程 (32)公認審判員制度細則 (69)公認審判員制度運営委員会規程 (70)審判員に関する規程
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	【審査基準（1）について】 当協会には法務に関する顧問弁護士と契約を行っており、事案が発生した際、理事会が速やかに各委員会を立ち上げ、状況把握に努めるとともに、顧問弁護士の指示の元、問題解決に努める体制を確保している。 【審査基準（2）について】 役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。	(5)日本ゴールボール協会組織体制 (33)ハラスメントの防止に関する規程 (34)役員及び会員懲戒等に関する規程 (35)通報相談窓口利用案内 (67)顧問契約書（TMI総合法律

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準（1）について】 コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的に開催し、2025年度より議事録を作成し保管している。 【審査基準（2）について】 「コンプライアンス委員会規程」を制定し、その役割や権限事項を明確に定め、顧問弁護士指導の元、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。 【審査基準（3）について】 コンプライアンス委員会の構成員に１名以上の女性委員を配置することを「コンプライアンス委員会規程」にて明記し、配置している。	(5)日本ゴールボール協会組織体制 (7)コンプライアンス管理規程 (26)コンプライアンス委員会規程 (37)コンプライアンス委員会議事録（9/16） (57)2024年コンプライアンス委員会開催実績 (64)2026年度コンプライアンス委員会名簿 (72)2026年度第1回、第2回コンプライアンス委員会議事録

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会の構成員に外部の弁護士を配置し、外部の学識経験者を委員として選任することを「コンプライアンス委員会規程」に明記している。	(5)日本ゴールボール協会組織体制 (36)コンプライアンス委員会規程 (64)2026年度コンプライアンス委員会名簿
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員向けのコンプライアンス教育情報を展開している。 パラサポコンプライアンス研修会へ積極的に参加 会員入会時に「スポーツコンプライアンス動画」視聴後、アンケート回答をしてもらうことでコンプライアンスに対しての理解を深めている。	(38)R8年度JPCインテグリティ研修実施要項 (39)R8年度JPCインテグリティ教育の実施について (40)第3回日本財団パラスポーツサポートセンターコンプライアンス研修

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手及び指導者に対して、アンチドーピング講習会やSNS利用に関する研修会など、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。	(38)R8年度JPCインテグリティ研修実施要項 (41)アンチドーピング講習会の動画視聴と確認試験について (40)第3回日本財団パラスポーツサポートセンターコンプライアンス研修
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員、会員向けのコンプライアンス教育情報は展開している。 審判員試験の一部にコンプライアンスについての問題は入っている。	(40)3回日本財団パラスポーツサポートセンターコンプライアンス研修 (65)パラサポ第3回コンプライアンス研修会案内メール
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	司法書士、顧問弁護士、税理士のサポートを受けることができる体制を構築している。	(5)日本ゴールボール協会組織体制 (67)顧問契約書（TMI総合法律事務所） (68)顧問契約書（永和総合事務所）

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	当協会では、「経理に関する規程」を遵守し、原則として3か月に一度、経理執行状況を理事会に報告し、適正な管理に努めている。 監事には、司法書士および東京都職員を選任し、それぞれの専門知識や経験を活かして、協会の業務執行および会計処理の監査を行っている。また、監査報告書を作成し、監査結果を理事会に報告している。	(12)経理に関する規程 (5)日本ゴールボール協会組織体制（ホームページ内に掲載：https://jgba.or.jp/aboutus/director-list/） (42)監査報告書
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	当協会ではJSC競技力向上事業助成金、JSCスポーツ振興基金助成金、日本財団助成金を受けており、「経理に関する規程」に従って適切な経理作業を行っている。	(43)正味財産増減計算書 (44)貸借対照表 (12)経理に関する規程 (45)令和8年度競技力向上事業【JPC事務手引き】 (46)審査結果通知（男子・女子） (47)スポーツ振興基金助成金交付要綱、要領
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	決算終了後、透明性を確保する観点から、すべてのステークホルダーに情報公開を行い、適切な開示を行っている。 公開URL：https://jgba.or.jp/organization/%e5%b9%b4%e6%ac%a1%e5%a0%b1%e5%91%8a	(43)正味財産増減計算書 (44)貸借対照表

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考および日本代表スタッフの選定については、当協会ホームページから情報開示を行っており、変更点なども含め、顧問弁護士から助言をいただきながら、関係者に随時説明を行っている。 公開URL：https://jgba.or.jp/organization/%e8%a6%8f%e5%ae%9a%e9%a1%9e	(28)強化指定選手選考規程 (29)日本代表選手選考規程 (30)日本代表スタッフ派遣に関する規程 (49)強化選手スタッフ誓約書
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等は、当協会のホームページにより公開する。 公開URL：https://jgba.or.jp/organization/%e8%a6%8f%e5%ae%9a%e9%a1%9e	(54)10自己説明・公表書式_様式5（1028）
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	「役員規程」および「利益相反管理規程」に基づき、利益相反の管理監督を徹底している。利益相反取引の承認には理事会の決議が必要である。なお、契約案件については、理事会で適切な判断を行い、必要に応じて相見積もり等を請求し、理事会で決定することにしている。	(3)役員規程 (50)利益相反管理規程 利益相反ポリシー

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	「利益相反ポリシー」を作成し、ホームページ上に公開している。	(51)利益相反ポリシー
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準（1）について】 「通報相談窓口」を協会内に設置し、利用案内をホームページにて公開している。 公開URL：https://jgba.or.jp/wp-content/uploads/2025/09/%E9%80%9A%E5%A0%B1%E7%9B%B8%E8%AB%87%E7%AA%93%E5%8F%A3%E5%88%A9%E7%94%A8%E6%A1%88%E5%86%85.pdf 【審査基準（2）について】 「コンプライアンス管理規程」第5条、「ハラスメントの防止に関する規程」第9条に基づき、プライバシーの保護、守秘義務に務めている。 【審査基準（3）（4）について】 「個人情報取扱規程」により情報管理を徹底するとともに、「コンプライアンス管理規程」第5条、「ハラスメントの防止に関する規程」第3条にて、通報者のプライバシー保護と、相談者が不利益を受けることがないよう、明記している。 【審査基準（5）について】 「ハラスメントの防止に関する規程」第4条において、研修の開催義務を定めており、研修等の機会を通じて、会員に対しハラスメント相談窓口の案内・周知を行っている。 また、会員の入会申込時には、スポーツ・コンプライアンスに関する動画の視聴およびアンケートへの回答を必須としており、ハラスメント防止を含むコンプライアンス意識の向上に取り組んでいる。	(7)コンプライアンス管理規程 (19)ハラスメントの防止に関する規程 (20)通報相談窓口利用案内 (18)個人情報取扱規程
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	当協会に設置している通報窓口については、コンプライアンス委員会を中心に組織を整備している。2025年度より、コンプライアンス委員には、外部の弁護士を迎えた。	(7)コンプライアンス管理規程 (19)ハラスメントの防止に関する規程 (20)通報相談窓口利用案内 日本ゴールボール協会組織体制 (36)コンプライアンス委員会規程 (63)2026年度コンプライアンス委員会名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	審査基準（1）（2）について 「役員及び会員懲戒等に関する規程」を整備し、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、協会ホームページにて周知している。 公開URL https://jgba.or.jp/wp-content/uploads/2025/01/%E5%BD%B9%E5%93%A1%E5%8F%8A%E3%81%B3%E4%BC%9A%E5%93%A1%E6%87%B2%E6%88%92%E7%AD%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A6%8F%E7%A8%8B.pdf 審査基準（3）について 「役員及び会員懲戒等に関する規程」第5条において、処分審査を行うに当たり、処分対象者に意見を述べる機会を設けることを定めている。 審査基準（4）について 「役員及び会員懲戒等に関する規程」を改訂し、処分結果を処分対象者に書面で通知する際に、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、申立方法及び申立期限等を記載することを明確に定める。	(34)役員及び会員懲戒等に関する規程 (21)選手等の不服申立規程 (64)ハラスメントに関する報告書（抜粋）
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	「役員及び会員懲戒等に関する規程」第5条、「コンプライアンス管理規程」第8条に基づき、処分審査に関してはコンプライアンス委員会が見解をまとめ理事会で公正適切に判断を行い、かつ当該者に弁明の機会を与え、必要に応じて第三者委員会の招集ができるとしている。 コンプライアンス委員会は外部の学識経験者を必ず1名選任することで中立性および専門性を有している。	(34)役員及び会員懲戒等に関する規程 (7)コンプライアンス管理規程 (36)コンプライアンス委員会規程 (63)2026年度コンプライアンス委員会名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	審査基準（1） 「選手等の不服申立規程」第2条において、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう、自動応諾条項を定めている。 審査基準（2）について 「選手等の不服申立規程」第2条において、懲罰等の不利益処分に対する不服申立てに限らず、代表選手の選考、人事に関する事項その他、同条に定める事項をスポーツ仲裁の対象としている。 審査基準（3）について スポーツ仲裁の申立てについて、当協会独自に合理的ではない期間制限を設けていない。 ただし、当協会内部の手続として、選手選考に関する異議申出については「日本代表選手選考規程」において7日以内、懲罰に関する異議申出については「役員及び会員懲戒等に関する規程」において10日以内の期限を設けている。これらは協会内部の異議申出に関する期限であり、スポーツ仲裁の申立てを制限するものではない。	(21)選手等の不服申立規程 (29)日本代表選手選考規程 (34)役員及び会員懲戒等に関する規程
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	「選手等の不服申立規程」第2条において、代表選手選考、人事及び当協会の懲戒等に関する規程に基づく処分等について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って仲裁を申し立てることができる旨を定めている。 また、同規程第3条において、処分対象者に対し、処分結果を書面で告知する際に、スポーツ仲裁を申し立てることができる場合は、その旨、申立方法及び申立期限等を通知することを定めている。	(34)役員及び会員懲戒等に関する規程 (21)選手等の不服申立規程 (29)日本代表選手選考規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	審査基準（1） 「リスク管理ガイドライン」第3章において、内在的要因による事象、外在的要因による事象及び犯罪行為について、それぞれのリスク事象の認識から情報共有、暫定的対応、事実確認・調査、関係機関への報告、被害者救済、再発防止策の策定・実施までの対応体制を定めている。 審査基準（2） 「リスク管理ガイドライン」を策定し、不祥事、事故、自然災害等の危機的状況を想定した対応方針及び具体的な対応手順を定めている。また、海外遠征時の緊急時対応マニュアルを作成し、関係者への事前周知を行っている。 審査基準（3） 「リスク管理ガイドライン」第3章において、内在的要因による事象及び犯罪行為への対応として、リスク事象の認識、情報集約、暫定的対応、事実確認・調査、情報管理、処分、統括団体への報告、被害者救済、再発防止策の策定・実施及び全体的な振り返りまでの一連の流れを定めている。 審査基準（4） 「リスク管理ガイドライン」第3章1（4）において、協会による調査では公平性が損なわれる可能性がある場合には、第三者委員会に外部委託する旨を定めている。	(16)リスク管理ガイドライン (52)緊急時対応マニュアル
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	対象となる事案は発生していない。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	対象となる事案は発生していない。	
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	現在、加盟団体は存在していない。	
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	現在、加盟団体は存在していない。	